

○摂津市火災予防条例

別表第9（第47条の2関係）

（平16条例25・平26条例18・一部改正）

事項		区分	手数料の額	
(1)	法第10条第1項ただし書の規定による仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認		5,400円	
(2)	法第11条第1項前段の規定による設置の許可	製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円
	貯蔵所	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円

		指定数量の倍数が 200を超えるもの	66,000円
	屋外タンク貯蔵所（特定屋	指定数量の倍数が 100以下のもの	20,000円
	外タンク貯蔵所、準特定屋	指定数量の倍数が 100を超え10,000以	26,000円
	外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	下のもの 指定数量の倍数が 10,000を超えるもの	39,000円
	屋内タンク貯蔵所		26,000円
	地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 100以下のもの	26,000円
		指定数量の倍数が 100を超えるもの	39,000円
	簡易タンク貯蔵所		13,000円
	移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）		26,000円
	積載式移動タンク貯蔵所		39,000円
	屋外貯蔵所		13,000円
取扱所	給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）		52,000円
	屋内給油取扱所		66,000円
	第1種販売取扱所		26,000円
	第2種販売取扱所		33,000円
	一般取扱所	指定数量の倍数が 10以下のもの	39,000円
		指定数量の倍数が 10を超え50以下の	52,000円

			もの	
			指定数量の倍数が 50を超え100以下の もの	66,000円
			指定数量の倍数が 100を超え200以下 のもの	77,000円
			指定数量の倍数が 200を超えるもの	92,000円
(3)	法第11条第1項 後段の規定に よる変更の許 可			(2)の区分に従い、それぞれ当該手 数料の額の2分の1の額
(4)	法第11条第5項 の規定による 完成検査	設置の完成検査		(2)の区分に従い、それぞれ当該手 数料の額の2分の1の額
		変更の完成検査		(2)の区分に従い、それぞれ当該手 数料の額の4分の1の額
(5)	法第11条第5項 ただし書の規 定による仮使 用の承認			5,400円
(6)	法第11条の2第 1項の規定によ る設置の許可 に係る完成検 査前検査	水張検査	容量10,000リット ル以下のタンク	6,000円
			容量10,000リット ルを超え1,000,000 リットル以下のタ ンク	11,000円
			容量1,000,000リッ トルを超え 2,000,000リットル 以下のタンク	15,000円

			容量2,000,000リットルを超えるタンク	15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
		水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円
			容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク	11,000円
			容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク	15,000円
			容量20,000リットルを超えるタンク	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
(7)	法第11条の第2第1項の規定による変更の許可に係る完成検査前検査	水張検査		(6)の水張検査の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額
		水圧検査		(6)の水圧検査の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額
(8)	第47条の規定による検査	水張検査		(6)の水張検査の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額
		水圧検査		(6)の水圧検査の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額
(9)	移動タンク貯蔵所の完成検査合格証明	1件		300円